

平成29年10月3日

府中市長 高野 律雄 様

府中市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 加 藤 隆



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年8月10日付29府政広発第25号で諮問のあった標記事項について、府中市情報公開・個人情報保護審議会の意見を次のとおり答申いたします。

「被災者生活再建支援業務」において行う、府中市個人情報の保護に関する条例（以下「条例」といいます。）第15条に規定する電子計算組織の結合は、条例第15条第1項第2号の「職務執行上特に必要」なものに該当すると認められます。

なお、本審議会は、今回の答申にあたり、次の意見を申し添えます。

- (1) 多くの情報を結合することとなるため、データの安全性をきちんと確保し、個人情報の漏えいなどが生じないようにすること
- (2) 費用対効果を考慮しつつ、本システムと同様に、個人情報の保護が確保できる他の手段についても引き続き研究していくこと